



7月29日(日)は、任期満了に伴う山口県知事選挙の投票日です。近年、20～30歳代前半の有権者のみなさんの投票率が、高齢者層の半分にも届かない大変低いものとなっています。若い人にも関係のある景気や雇用、将来の年金など、解決してほしい政治課題があるのではないのでしょうか。投票に行って、しっかりと考えや思いを表しましょう。

《問い合わせ先》選挙管理委員会事務局 (☎ 82-1183)

**投票日** **7月29日(日)** 7時～20時  
27投票所

※松ヶ瀬, 森広, 湯の峠, 福田の4投票所は, 18時までです。

### ▶▶ 投票することができる人

- ①平成24年7月11日(登録基準日)現在, 山陽小野田市に住所を有する人
- ②平成4年7月30日以前に生まれた日本国籍を有する人
- ③平成24年7月11日(登録基準日)現在で, 3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人(他の市区町村から転入した人は, 4月11日までに転入の届出を済ませている人)

上記の要件をすべて満たしている人

※転出等により投票の当日に選挙権が無い人は投票することができません。



山口県内の他の市町から転入された人で平成24年4月12日以降に転入の届出をした人は, 山陽小野田市で投票することができません。ただし, 転入直前に住んでいた市町の選挙人名簿に登録されている人で, 転出してから4か月を経過していない場合は, その市町で投票することができる場合がありますので, 該当する市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお, 投票するには「県内に引き続き住所を有する旨の証明書」(無料)が必要です。この証明書は, 市民課および山陽総合事務所市民窓口課で発行しています。

### ▶▶ 投票所入場券

7月10日ごろから封書で同一世帯分の投票所入場券を郵送します。入場券は1人1枚ですので, 封書を開封し, 中に入っている入場券の本人の部分を持ち離して投票所に持参してください。この入場券は, 選挙の日時と投票場所等の周知および選挙人であることの確認をスムーズに行うために, 事前に交付するものです。入場券を失くしたり, 忘れてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので, 投票所の受付でその旨を申し出てください。再発行の手続きをします。

※入場券が届かないときは, 選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### ▶▶ 期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定があつて投票に行くことができない人は, 期日前投票所で投票日より前でも投票することができます。

※どの期日前投票所でも投票することができます。投票所によって開設期間や時間が異なりますのでご注意ください。

ところ	期間
市役所	7月13日(金)～28日(土) 8:30～20:00
保健センター	7月22日(日)～28日(土) 8:30～20:00
埴生支所	7月23日(月)～27日(金) 8:30～17:00

# 山口県知事選挙

